

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日事企法—6 6 8）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 5 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

なお、この通知による改正前の「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について」第 1 項の表職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職—3 2 8）の欄に掲げられていた人事管理文書の保存期間については、なお従前の例によってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事	1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事

院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から 1 年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職一 3 2	第 3 の第 8 項、第 4 の第 5 項又は第 19 の第 2 項の報告の文書等 第 4 の第 3 項の協議に関する文書	取得の日	3 年

院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から 1 年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職一 3 2	第 3 の第 6 項(3)又は第 6 の第 3 項、第 4 項(2)若しくは(3)、第 5 項若しくは第 6 項の申出の文書等	取得の日	3 年

8)	等		
	第6の第3項、第4項(2)若しくは(3)、第5項又は第6項の申出の文書等		
	第15の第2項(第16の第3項において準用する場合を含む。)の通知の文書等		
	第17の第5項の計画を明らかにする書類		
	第17の第6項の要介護者に関する事項及び要介護者の状態を明らかにする書類		
	第3の第19項の状況届	届出、申出及び判断又は周知に係る勤務時間の割振り又は週休日及び勤務時間の	3年
	第3の第24項の申出及び判断に関する文書等		
	第3の第2		

8)	第4の第3項の協議に関する文書等		
	第4の第5項又は第19の第2項の報告の文書等		
	第15の第2項(第16の第3項において準用する場合を含む。)の通知の文書等		
	第17の第4項の計画を明らかにする書類		
	第17の第5項の要介護者に関する事項及び要介護者の状態を明らかにする書類		
	第3の第16項の状況届	届出、申出及び判断又は周知に係る勤務時間の割振り又は週休日及び勤務時間の	3年
	第3の第21項の申出及び判断に関する文書等		
	第3の第2		

6項の周知の文書等の写し	割振りによらなくなった日 (第6の第3項、第4項(3)、第5項又は第6項の申出に係る申出及び判断に関する文書等にあつては、取得の日)	
第3の第28項又は第10の第7項の報告の文書等	報告に係る時間帯又は期間によらなくなった日	3年
第4の第4項の報告の文書等	協議を行うことなく定めた週休日及び勤務時間の割振りについての定めによらなくなった日	3年
第5の第7項ただし書の周知の文書等の写し	あらかじめ定められた基準によらなく	3年

第3の第23項の周知の文書等の写し	務時間の割振りによらなくなった日 (第3の第6項(3)又は第6の第3項、第4項(3)、第5項若しくは第6項の申出に係る申出及び判断に関する文書等にあつては、取得の日)	
第3の第25項又は第10の第7項の報告の文書等	報告に係る時間帯又は期間によらなくなった日	3年
第4の第4項の報告の文書等	協議を行うことなく定めた週休日及び勤務時間の割振りについての定めによらなくなった日	3年

		なった日	
	第8の(2)アの施設外勤務の施設外勤務予定時間に係る取決めに關する文書等	施設外勤務の行われた日	3年
	第10の第11項の周知の文書等の写し	周知に係る部署が他律的部署でなくなった日	3年
	第10の第16項の記録の文書等	作成の日	3年
	第17の第2項の計画表		
	第18の第4項の休暇簿（写しを含む。）	取得の日	1年
人事院規則15—14—40（人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則）の運用に	第2項の報告の文書等	取得の日	3年

第5の第7項ただし書の周知の文書等の写し	あらかじめ定められた基準によらなくなった日	3年
第8の(2)アの施設外勤務の施設外勤務予定時間に係る取決めに關する文書等	施設外勤務の行われた日	3年
第10の第11項の周知の文書等の写し	周知に係る部署が他律的部署でなくなった日	3年
第10の第16項の記録の文書等	作成の日	3年
第17の第2項の計画表		
第18の第4項の休暇簿（写しを含む。）	取得の日	1年

ついて (令和5 年1月2 0日職職 -11)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

以 上